

(証券コード2495)
平成25年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南3-8-11飛栄九段ビル

ア キ ナ ジ ス タ 株 式 会 社

代表取締役社長 桐 生 直 裕

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月27日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成25年6月28日（金曜日）午前10時
- 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 3階 ホール3A
開催場所が昨年と異なりますので、末尾ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
- 会議の目的事項
報 告 事 項 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 取締役5名選任の件
第 2 号 議 案 監査役2名選任の件

以 上

- 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.akinasista.co.jp/ir/library.html>)に掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、海外経済の減速や尖閣諸島問題等の領土紛争、長らく続く円高の影響等により輸出・生産・消費の低迷が続いておりますが、昨年発足した新政権が打ち出した経済金融政策への期待感から株価上昇と円安の動きが見られる等、先行きへの期待の兆しも現れております。

当社が事業を営むモバイルインターネット業界においては、引き続きスマートフォンの普及が急速に進み、同市場の成長が本格化する中で、電子書籍・ソーシャルゲーム等を中心としたコンテンツサービスの充実が加速しました。また、当社が主力事業を展開する広告分野においてもスマートフォン広告の需要が更に高まる中で、高成長期に高い市場地位を獲得しようとする競争が激化し、変化への対応、すなわち他社に先駆けた成長分野へのより一層の注力と競争力強化が求められております。

こうした事業環境のもと、当社は事業の選択と集中により、高成長分野への注力を進め、収益改善を行うべく邁進いたしました。その結果、スマートフォン広告の拡大によって、売上高は前年比12.4%の増収になり、また、利益面では増収と役職員の人件費カットをはじめとする経費の圧縮等によって前年比大幅な増益となり、株式会社モバイル・アフィリエイトとの合併後初の黒字化を達成しました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高769,366千円（前年比12.4%増）、営業利益7,994千円（前年比64,182千円利益増）、経常利益3,485千円（前年比61,433千円利益増）、当期純利益3,396千円（前年比61,634千円利益増）となりました。

なお、配当につきましては、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではあります。引き続き無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業別の概況は次のとおりであります。

(アドネットワーク事業)

当セグメントにおいては、クリック保証型アドネットワーク『Mobile Ad Integrated Station(MAIST:マイスト)』及び成果報酬型アドネットワーク『Advanced Active Affiliate(AAA:トリプルエー)』を中心とするインターネット広告事業を運営しております。当事業年度においては、これらの中でも特に高い成長性が見込まれるスマートフォン分野の『MAIST (マイスト) for Smartphone』に経営資源を集中し拡大させたことが売上の拡大及び利益率の向上に繋がり、売上高は494,526千円(前年比13.8%増)、セグメント利益(営業利益)については44,702千円(前年比122.3%増)と増収、増益となりました。

(広告代理事業)

当セグメントにおいては、モバイル分野における純広告販売の他、スマートフォン向けアプリケーションCMS『Apps (アップス)』及び電子書籍等その関連サービスの販売を行っております。当事業年度においては売上高は274,839千円(前年比11.3%増)、利益面では広告掲載媒体の新規開拓等により、セグメント利益(営業利益)は24,808千円(前年比34,852千円増)と大幅な増益になりました。

(自社メディア事業)

SAP事業の撤退により、当事業年度から報告セグメントの自社メディア事業を廃止しております。

以下ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構成比	前年比
アドネットワーク事業	494,526	64.3%	113.8%
広告代理事業	274,839	35.7%	111.3%
合計	769,366	100.0%	112.4%

2. 設備投資等の状況

当事業年度におきましては、主として、アドネットワーク事業で利用するシステムの効率化や収益性の向上を目的として、システム投資を行い、その総額は2,895千円でありました。

3. 資金調達の状況

当事業年度におきましては、平成24年4月に第7回新株予約権の行使による47,600千円の資金調達を、同じく平成24年4月に財務基盤の抜本的安定強化とFC2 inc. との連携強化のため、FC2 Investment, LLCを割当先とした第三者割当による新株及び第9回新株予約権の発行を行い、64,818千円の資金調達を実施いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社はスマートフォン広告への注力・拡販が業績に寄与した結果、当事業年度の営業利益は7,994千円となりました。しかしながら、当社は第7期から前事業年度である第12期まで連続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況の解消までには至っておりません。そこで当社では当該状況を解消すべく「継続企業の前提に関する注記」（「計算書類個別注記表」）に記載されている対策を講じてまいります。

(2) スマートフォン広告分野への対応

当社が事業を営むモバイルインターネット業界では、本事業年度において携帯電話端末が従来のフィーチャーフォンから、より多機能でPCに近いスマートフォンへのユーザーの乗り換えが本格化し、それに伴ってモバイルインターネット広告業界においても需要はスマートフォン分野が主流となりつつあります。このような状況の中、当社では「MAIST（マイスト）」のスマートフォン分

野へのシステム対応を皮切りに順次当社事業をスマートフォン分野へと転換してまいりましたが、今後一層この分野における競争激化が予想され、競争力の強化が必要であります。

(3) システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社事業の拡大にあたり、増加するトラフィックや取引データを管理するシステムの安定的かつ効率的な運用と、進化していく技術開発及びその体制の早期確立が必要となります。また、不正成果獲得の防止や、外部からの不正アクセスによる取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、システムの安全性強化の施策を講じることが必要になります。また変化が激しいインターネット業界において当社の業況推移を適時経営判断へと反映させていくための内部管理体制の充実が今後一層重要となってくると考えます。こうした観点から、システム投資並びに開発の強化を進め、内部管理体制の充実を図る方針であります。

(4) 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間について

当社は、当社の前身である株式会社イージーユーズと株式会社モバイル・アフィリエイト（非上場）の合併に起因し、平成21年4月1日より平成25年3月31日までを期間とした「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。

その後、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査申請（以下：審査申請）に向け全力で取り組んで参りましたが、審査申請に必要な主幹事証券会社選任が出来ず、猶予期間最終日までに審査申請を行えなかったことから、監理銘柄（確認中）に指定されております。

当社が、平成25年3月期の有価証券報告書提出日（6月下旬予定）から起算して休業日を除く8日目の日（7月初旬）までに審査申請を行い、これが受け付けられた場合には監理銘柄（審査中）に指定され、札幌証券取引所による審査が行われます。

しかし、審査申請が行えない場合（審査申請を行えないことが明らかになった場合を含む）、整理銘柄に指定され、1ヶ月間の整理売買を経て札証アンビシャス市場への上場が廃止となります。

残された時間との関係から、現時点において当社株式の上場維持に関しては、極めて厳しい状況にあるものと認識いたしておりますが、今後とも審査申請に向けた最善の努力を継続して参ります。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期(当期)
	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売 上 高	1,494,965	918,650	684,478	769,366
営業利益又は損失(△)	△104,500	△95,928	△56,188	7,994
経常利益又は損失(△)	△113,402	△109,183	△57,948	3,485
当期純利益又は純損失(△)	△204,129	△103,573	△58,238	3,396
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)	△10,806円97銭	△10,290円47銭	△6,372円51銭	129円55銭
総 資 産	428,340	187,939	127,789	252,471
純 資 産	247,672	78,130	20,231	135,505

10. 主要な事業内容

アフィリエイト広告ネットワーク「AAA(トリプルエー)」及びクリック課金広告ネットワーク「MAIST(マイスト)」を運営するアドネットワーク事業、純広告や検索連動型(リスティング)広告の販売と運用、及びスマートフォンアプリケーション「Apps(アップス)」と関連するサービスの販売、運用を行う広告代理事業、当社運営のサイトを通じて一般消費者へサービスや有用な情報を提供する自社メディア事業を中心として、モバイルを中心としたインターネット広告事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区九段南3-8-11飛栄九段ビル

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	12名	2名減	31.0歳	3.2年
女 性	3名	1名増	28.3歳	4.2年
合計又は平均	15名	1名減	30.5歳	4.0年

(注) 上記従業員数には、アルバイト2名は含まれておりません。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	15,445千円
株式会社日本政策金融金庫	4,400千円

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 27,261株
3. 株主数 1,680名
4. 大株主（上位10位）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
F C 2 I n v e s t m e n t , L L C	11,122	40.8
稲 葉 京 太 郎	981	3.6
大 林 浩	785	2.9
地 村 正 廣	362	1.3
鶴 見 達 也	331	1.2
白 石 伸 一	270	1.0
猪 瀬 礼 子	244	0.9
株 D o n u t s	240	0.9
木 田 輝 也	217	0.8
吉 川 敬 一	206	0.8

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桐 生 直 裕	-
取 締 役	大 崎 隆	経営管理部長
取 締 役	小 林 祐 介	インターネットマーケティング事業部長
取 締 役	岩 澤 雅 史	インターネットマーケティング事業部 エンジニアチームリーダー
取 締 役	富 田 賢	株式会社ティーシーコンサルティング 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	森 俊 昭	-
監 査 役	山 田 倬 三	-
監 査 役	横 山 通	-

- (注) 1. 平成24年11月27日開催の臨時株主総会において、小林祐介氏、岩澤雅史氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成24年9月30日をもって、監査役金田一喜代美氏が辞任したことに伴い、補欠監査役の横山通氏が監査役に就任いたしました。
3. 平成24年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役堀内知之氏が辞任いたしました。
4. 平成24年11月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役大林浩氏が辞任いたしました。
5. 富田賢氏は社外取締役であります。
6. 森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏は社外監査役であります。
7. 監査役森俊昭氏、横山通氏は、上場企業において長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役富田賢氏、監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏は、札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の額
取締役	7名	14,563千円
監査役	4名	7,494千円

(注)1. 上記には、平成24年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、同年11月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び同年9月30日をもって退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は10,152千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 富田 賢

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、長年にわたる経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(2) 監査役 森 俊昭

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会及び監査役会全てに出席し、財務、会計、法律、企画に関する高い知見と、平成21年4月に吸収合併した株式会社モバイル・アフリエイトを含め他の会社での8年間の監査役としての経験と知識から、適宜発言を行っております。

(3) 監査役 山田 倬三

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会及び監査役会全てに出席し、他の上場企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(4) 監査役 横山 通

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当社監査役就任後に開催した取締役会及び監査役会8回のうち7回に出席し、他の企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(5) 監査役 金田一 喜代美

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

平成24年9月30日をもって辞任するまでに開催された当事業年度開催の取締役会及び監査役会7回のうち5回に出席し、税理士及び他の上場企業での監査役としての経験と知見から、適宜発言を行いました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役富田賢氏、監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏、金田一喜代美氏の5名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役富田賢氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏、金田一喜代美氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(7) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5名	8,994千円

(注)上記には、平成24年9月30日をもって退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 12,000千円

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年5月31日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針として社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させる。
- ② コンプライアンス規程を定め、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するために、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに社員倫理規程の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に確かな意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐

れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事実が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

③内部通報規程に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(注) 会議、規程等の名称について、平成19年5月31日開催の取締役会決議以後に変更されている場合は、現在の名称を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	234,015	流 動 負 債	103,565
現 金 及 び 預 金	144,365	買 掛 金	74,422
受 取 手 形	1,050	1年内返済予定の長期借入金	6,445
売 掛 金	84,818	未 払 金	577
貯 蔵 品	70	未 払 費 用	6,751
前 払 費 用	5,285	未 払 法 人 税 等	1,730
短 期 貸 付 金	2,000	未 払 消 費 税	5,949
未 収 入 金	1,015	前 受 金	4,646
そ の 他	228	預 り 金	3,044
貸 倒 引 当 金	△4,818		
固 定 資 産	18,456	固 定 負 債	13,400
(有 形 固 定 資 産)	2,123	長 期 借 入 金	13,400
工 具 器 具 備 品	2,123		
(無 形 固 定 資 産)	11,239	負 債 合 計	116,965
ソ フ ト ウ ェ ア	11,157	【 純 資 産 の 部 】	
電 話 加 入 権	81	株 主 資 本	134,049
(投 資 そ の 他 の 資 産)	5,094	(資 本 金)	155,575
敷 金	4,336	(資 本 剰 余 金)	341,018
破 産 更 生 債 権 等	0	資 本 準 備 金	55,575
そ の 他	757	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,443
		(利 益 剰 余 金)	△362,544
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△362,544
		繰 越 利 益 剰 余 金	△362,544
		新 株 予 約 権	1,456
		純 資 産 合 計	135,505
資 産 合 計	252,471	負 債 純 資 産 合 計	252,471

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	769,366
売 上 原 価	607,805
売 上 総 利 益	161,560
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	153,565
営 業 利 益	7,994
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	50
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	490
株 式 交 付 費	3,789
為 替 差 損	280
経 常 利 益	3,485
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	201
特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 利 益	3,686
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税	290
法 人 税 等 調 整 額	-
当 期 純 利 益	3,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金		
平成24年4月1日残高	100,000	340	-	372,662	372,662	△365,941	△87,219	19,841
事業年度中の変動額								
新株の発行	31,681	-	31,681	-	31,681	-	-	63,362
新株予約権の行使	23,724	-	23,724	-	23,724	-	-	47,449
新株式申込証拠金の振替	170	△340	170	-	170	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	△87,219	△87,219	-	87,219	-
当期純利益	-	-	-	-	-	3,396	-	3,396
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	55,575	△340	55,575	△87,219	△31,643	3,396	87,219	114,207
平成25年3月31日残高	155,575	-	55,575	285,443	341,018	△362,544	-	134,049

	新株予約権	純資産合計
平成24年4月1日残高	390	20,231
事業年度中の変動額		
新株の発行	-	63,362
新株予約権の行使	-	47,449
新株式申込証拠金の振替	-	-
自己株式の消却	-	-
当期純利益	-	3,396
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,066	1,066
事業年度中の変動額合計	1,066	115,274
平成25年3月31日残高	1,456	135,505

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社はスマートフォン広告への注力・拡販が業績に寄与した結果、当事業年度の営業利益は7,994千円となりました。しかしながら、当社は第7期から前事業年度である第12期まで連続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況の解消までには至っておりません。そこで当社は下記対策を講じることにより、当該状況を解消又は改善してまいります。

スマートフォンビジネスの拡大

当社が主力事業を営むモバイルインターネット業界では、従来のフィーチャーフォンからスマートフォンへの携帯電話端末の急速な移行に伴い、ソーシャルゲーム及び電子書籍サービス等、スマートフォン関連サービスの拡大が顕著であり、広告分野においてもスマートフォン広告の需要が更に高まっております。

そこで、当該事業環境の変化に対応すべく、アドネットワーク事業として前々事業年度より展開しているスマートフォン対応の広告ネットワーク『MAIST (マイスト) for Smartphone』をはじめとし、今後も当該事業へのシステム開発及び積極的な営業活動を行ない、更なる事業規模の拡大を図ってまいります。

また、アドネットワーク事業以外においても、今後益々の拡大が予想される電子書籍市場に本格的に参入することを目的として、スマートフォン向け電子書籍アプリCMS『Apps (アップス)』の販売及びAppsによって作成した電子書籍アプリ「eyebook (アイブック)」の運営に力を入れ、アドネットワーク事業を始めとした当社事業全体とのシナジーの創出に努めてまいります。

以上のようなスマートフォン関連分野への積極的な事業展開により、事業規模の拡大と収益基盤の強化に努めてまいります。

なお、当事業年度において業績の改善とともに、営業キャッシュ・フローも6,285千円のプラスに転換しております。

しかしながら、これらの対応策は実行過程であることから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類及びその附属明細書は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（1～5年）による定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は発生時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、当事業年度においては該当する資産の取得が無いため、損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金（定期預金）30,000千円を取引金融機関との為替予約取引の担保として差し入れております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,237千円
3. 取締役及び監査役に対する金銭債権
短期金銭債権 2,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 27,261株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
目的となる当社株式の数 11,602株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動資産

未払事業税	547千円
貸倒引当金	1,521千円
小計	<u>2,068千円</u>
評価性引当額	<u>2,068千円</u>
計	—

(2) 固定資産

繰越欠損金	290,973千円
投資有価証券評価損	11,036千円
減損損失	2,439千円
のれん償却費	1,641千円
貸倒損失	3,645千円
小計	<u>309,736千円</u>
評価性引当額	<u>309,736千円</u>
計	—
繰延税金資産計	—

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入と増資（新株予約権発行を含む）による方針です。なおデリバティブ取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。

営業債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	144,365	144,365	—
(2) 売掛金	84,818	84,818	—
(3) 買掛金	74,422	74,422	—
(4) 長期借入金	19,845	19,816	△28

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%) (注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	FC2 Investment, LLC	40.8	当社主要株主	第三者割当による新株式発行(注2)	63,362	—	—
主要株主	FC2 Investment, LLC	40.8	当社主要株主	第9回新株予約権の発行(注3)	1,456	—	—
主要株主	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	— (注4)	当社主要株主	新株予約権の行使	47,260 (注5)	—	—

(注) 1 議決権等の所有割合については該当事項がありません。

2 平成24年4月9日の取締役会決議により当社が行った第三者割当増資を1株5,697円で引き受けたものです。

3 平成24年4月9日の取締役会決議により発行した第9回新株予約権であります。

4 第7回新株予約権の行使により一時的に主要株主となっております。

5 取引金額は権利行使株式数6,950株に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名または会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	桐生 直裕	0.4	当社代表取締役社長	当社の銀行借り入れに対する債務被保証(注1)	30,000 (注2)	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	6,445 13,400
役員	桐生 直裕	0.4	当社代表取締役社長	当社からの貸付(注3)	2,500	貸付金	2,000

- (注) 1 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
 2 代表取締役社長変更のため、借入時の元本を記載しております。なお、前社長大林浩氏からも債務保証を受けております。
 3 貸付の利息については、市場金利を勘案のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,917円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 129円55銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 93円93銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキナジスタ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度の営業利益は7,994千円となった。しかしながら会社は第7期から前事業年度である第12期まで連続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況の解消までには至っていない。このことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

アキナジスタ株式会社 監査役会

常勤監査役 森 俊 昭 ㊟

監 査 役 山 田 倬 三 ㊟

監 査 役 横 山 通 ㊟

(注) 常勤監査役森俊昭、監査役山田倬三及び監査役横山通は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	桐生 直裕 (昭和54年9月17日生)	平成14年12月 I V S テレビ制作株式会社 入社 平成18年7月 株式会社モバイル・アフィリエイト 入社 平成20年7月 同社広告代理事業部長 就任 平成21年1月 同社執行役員 就任 平成22年4月 当社取締役インターネット広告事業部長 就任 平成23年4月 当社取締役アドネットワーク事業部長 就任 平成23年10月 当社取締役スマートフォンマーケティング事業部長 就任 平成24年6月 当社代表取締役社長 就任(現任)	96株
2	大崎 隆 (昭和44年2月14日生)	平成6年4月 株式会社東芝 入社 平成11年3月 萩原税理士事務所 入所 平成18年3月 株式会社モバイル・アフィリエイト 入社 平成19年3月 同社取締役経営管理部長 就任 平成21年8月 株式会社オールエイジ 入社 平成23年6月 当社取締役 就任(現任) 平成23年7月 当社経営管理部長 就任(現任)	41株
3	小林 祐介 (昭和58年9月11日生)	平成14年4月 防衛省陸上自衛隊 入隊 平成16年4月 株式会社ロコモーション 入社 平成17年11月 株式会社CREレジデンシャル 入社 平成20年8月 株式会社モバイル・アフィリエイト 入社 平成24年1月 当社アドネットワーク事業部長 就任 平成24年7月 当社インターネットマーケティング事業部長 就任(現任) 平成24年11月 当社取締役 就任(現任)	-株
4	岩澤 雅史 (昭和57年6月17日生)	平成16年10月 株式会社ホームページシステム 入社 平成21年8月 同社取締役 就任 平成22年8月 同社取締役 辞任 平成24年7月 当社顧問 就任 平成24年11月 当社取締役 就任(現任) 当社インターネットマーケティング事業部エンジニアチームリーダー 就任(現任)	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	富田 賢 (昭和48年10月13日生)	平成9年4月 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ アンド・カンパニー 入社 平成11年2月 フューチャーベンチャーキャピタル 株式会社 入社 平成15年4月 大阪市立大学大学院専任講師 就任 平成17年9月 住友信託銀行株式会社 入社 平成20年5月 株式会社ティーコネクション・ホール ディングス (現株式会社ティーシー コンサルテイング) 代表取締役社 長 就任 (現任) 平成21年3月 エウレカコンピューター株式会社取 締役 就任 平成23年6月 当社取締役 就任 (現任)	-株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は平成21年4月1日に株式会社モバイル・アフィリエイトを吸収合併しております。

3. 富田賢氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役の選任理由

富田賢氏は、長年にわたる経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識をもち、また経営者としての知見から、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社事業の発展及びコーポレート・ガバナンス強化に大きく貢献して頂いております。今後は、当社社外取締役の経験も加わり、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。

5. 富田賢氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

6. 富田賢氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役森俊昭氏、山田倬三氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	森 俊昭 (昭和13年4月24日生)	昭和37年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝) 入社 平成10年2月 タイムワナーエンターテイメントジャパン株式会社(現ワナーエンターテイメントジャパン株式会社) 常勤監査役 就任 平成10年6月 株式会社タイトスコミュニケーションズ(現株式会社ジュビターテレコム) 常勤監査役 就任 平成13年6月 株式会社ミスミ常勤監査役 就任 平成18年3月 株式会社モバイル・アフィリエイト常勤監査役 就任 平成21年4月 当社常勤監査役 就任(現任)	21株
2	山田 倬三 (昭和15年1月15日生)	昭和38年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成4年6月 同行取締役 就任 平成7年7月 大同生命保険相互会社(現大同生命保険株式会社) 常務取締役 就任 平成12年7月 同社常任監査役 就任 平成16年6月 同社特定顧問就任 株式会社大同マネジメントサービス 監査役 就任 平成19年3月 株式会社モバイル・アフィリエイト 監査役 就任 平成22年6月 当社監査役 就任(現任)	-株

(注)1. 森俊昭氏、山田倬三氏は社外監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役の選任理由

森俊昭氏につきましては、財務、会計、法律、企画に関して高い知見を有し、一部上場企業を含め8年間監査役を務め、その間日本監査役協会実務部会で研鑽を積んでおり、監査役としての豊富な経験を有しております。また当社が吸収合併した株式会社モバイル・アフィリエイトの常勤監査役であったこともあり当社の監査体制強化に大きく貢献して頂いております。今後は当社社外監査役としての経験を加え、一層の貢献をして頂けると判断し、社外監査役として選任するものであります。

山田倬三氏につきましては、上場会社における取締役及び監査役としての豊富な知見を有していること、また合併前の株式会社モバイル・アフィリエイトにおいて監査役として監査業務を遂行してきたことから当社ビジネスに対する理解も深く、当社の監査体制をさらに強化することに貢献して頂いております。今後は当社社外監査役としての経験を加え、一層の貢献をして頂けると判断し、社外監査役として選任するものであります。

4. 森俊昭氏及び山田倬三氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ4年3ヶ月、3年となります。

5. 森俊昭氏、山田倬三氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意で重大な過失が無い時に限り、200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 3階 ホール3A

交通：J R 市ヶ谷駅より徒歩約3分
地下鉄 南北線・有楽町線 市ヶ谷駅7番出口より
徒歩約1分、4番出口より徒歩約5分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅4番出口より
徒歩約5分

